

仕 様 書

堺市

(担当：堺市産業振興局産業戦略部イノベーション投資促進室)

1 業 務 名 イノベーション創出に向けたPR業務

2 履行場所 堺市内 ほか

3 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務目的

堺市では、中百舌鳥エリアを中心としたスタートアップアクセラレーション事業やスタートアップ実証推進事業等により、市内での新産業等の育成及び起業促進について取り組み、市内外からの新たな事業者や金融機関等が集い、イノベーションが生まれ始めている。さらには、これらの事業者と地域内の大学、学生及び支援機関等様々な担い手が連携することにより、堺市内で地域や社会の課題解決に資するプロジェクトの創出が見込まれる。

本業務では、このような中百舌鳥発のイノベーション創出事例やそれに取り組む企業、また2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に関わる企業等を全国に向けて発信することで、域内におけるイノベーション創出の機運醸成及び全国における認知度の向上を図ることを目的とする。

5 業務内容

(1) イノベーション創出に係るPR（パブリック・リレーションズ）業務

堺・中百舌鳥エリアにおけるイノベーション創出の機運を醸成し、全国における認知度を向上させるため、中百舌鳥エリアを中心とした堺市におけるイノベーション創出事例、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）へ参加する企業の取組などを取り上げ、事業者や関係者（堺市関係者及び発注者と関係のある公的団体・支援機関、大学等）と調整の上、全国に向けて、ウェブサイト、SNS等を幅広く活用して情報発信を行うほか、各種メディアへのPR活動を行うこと。

①イノベーション創出事例等の記事作成及び全国への発信

本事業を始めとした発注者が実施する中百舌鳥イノベーション創出関連施策、市内企業におけるイノベーション創出事例・2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に向けた取組、その他堺市が実施する中百舌鳥エリアに関連する取組等を記事にして、自社の持つ広報媒体・ネットワークを活用しWEB等で全国に向けて発信すること。

ア) 対象の選定

記事化の対象となる企業・取組等は発注者と協議のうえ選定すること。

イ) 記事の作成

作成する記事は年間8本程度（後述の全国発信イベントの取材記事を含む）とし、記事1本あたりの文字数は8,000字程度とする。作成時は発注者が内容確認及び校正をそれぞれ2回程度行えるようにし、また受注者において取材対象への内容確認も合わせて行うこと。

※掲載頻度の目安は、令和7年12月までに5本、令和8年1月～3月の間に3本

②SNSによる周知・誘導

自社のもつSNSを活用し、①で作成した記事や下記(2)のイベント情報などの周知を行うこと。投稿は取材記事の公開時、イベントの開催案内及び周知のタイミングで行うこととし、1事象につき1～2回の投稿(Xにおけるリポストを含む)を行うこととする。

③イノベーション創出事例へのPR助言等

上記①②以外にも堺市のイノベーション創出に係る事例のPR活動について助言等を行うこと。

(2) 中百舌鳥イノベーション創出拠点全国発信イベントの開催

イノベーション創出の担い手となりうる全国の事業者・支援者等を対象に、堺市・中百舌鳥エリアでのイノベーション創出の取組などを発信するイベントを開催すること。社会課題の解決や社会的インパクト創出などイノベーション創出拠点をめざす中百舌鳥エリアを取り巻く現状に沿った内容とし、合わせて堺市が実施する各種スタートアップ支援施策の参加者からピックアップした事業者の取組発表も実施すること。なおイベントの詳細な内容は発注者と協議のうえ決定するものとする。

○開催時期の目安は令和7年9月～10月頃または令和8年2月～3月頃とし、開催時期の決定は発注者と協議のうえ行うこと。

○オンラインとオフラインのハイブリッドで開催すること。

○オフラインの参加者は40名程度を定員とすること。

○イベント登壇者については受注者で候補者を提案し、発注者と協議のうえ決定すること。

○イベントに係るチラシデータを作成すること。チラシデータはA4サイズ両面構成、データ形式はpdfとする。発注者による内容確認・校正を行った後に、A4上質紙両面にてカラー印刷し、イベント実施の約1か月前までに発注者へ200部納品すること。

○受注者のHPやSNS、人的ネットワークなどでイベントの案内や実施後の報告、各種メディアへの掲載に向けたアプローチを行うなど、受注者が有する広報ツール等を活用し、効果的に広く本イベントの周知を図ること。

○周知期間としては少なくとも3週間を確保するものとし、それに合わせて広報ツールの準備などを行うこと。

○参加者募集及び受付は受注者にて行うこと。なお、募集方法については、別途発注者と協議のうえ決定する。

○会場はさかい新事業創造センター（堺市北区長曾根町130番地42）多目的会議室（86.5㎡）を基本とし、会場の確保は発注者において行うものとする。

○プロジェクター、スクリーン、机、椅子などは会場備品を利用し、その他配信用機材などは受注者にて用意すること。

※参考 さかい新事業創造センター多目的会議室 備品

- ・スクリーン 1面
- ・プロジェクター 1台
- ・マイク（有線2本・ワイヤレス2本）
- ・会議用机 10脚

・ 会議用椅子 120 脚

(3) その他

市が実施する支援事業間の連携を促進する会議へ参加すること。会議へは業務責任者が参加することとし、欠席の場合やその他の出席者については、適宜発注者と調整すること。

会議は年 3 回程度を予定しており、うち 1 回はさかい新事業創造センターで実施、残りはオンラインでの開催を予定している。

6 成果物について

業務の実施内容や成果、本業務の検証内容（情報発信に関する分析を含む）を報告書としてとりまとめ、業務完了後速やかに提出すること。

- ・ 報告書（紙・A4 両面刷り） 2 部
- ・ 報告書の電子データ（PDF 形式） 1 式

7 スケジュール

想定しているスケジュールは下記のとおり

契約締結後～令和 8 年 3 月 取材対象企業・取組の選定、記事作成・公開
(更新頻度の目安は、上記 5 を参照)

令和 7 年 9 月～10 月頃

または令和 8 年 2 月～3 月頃 全国発信イベントの開催

8 その他

- (1) 本業務履行に際し、疑義がある場合は、あらかじめ発注者の指示を受けること。
- (2) 本仕様書に明示されていない事項は、発注者と受注者とで協議して定めること。
- (3) 受注者は発注者と連絡を密にし、作業上必要な資料及び発注者の指示する書類は遅滞なく作成し、報告、提案及び協議を行い、発注者の承認を得て業務を遂行すること。
- (4) 受注者は、この契約に関し、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。また、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等と併せ、契約書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。